

焼津水産ブランド基準(食品)

※申請対象商品は、食品関係法規等の法令に違反していない水産品で、以下の要件全てを満たすもの。

◆水産加工品

I 焼津水産ブランド 新規認定商品

1. 申請対象基準

(1) 焼津水産ブランド 新規認定商品 (平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに認定される商品)

◆ 自社製造商品で、焼津市内 (旧大井川町含む) で小売販売がされていること。

※ 自社製造商品とは、自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場 (焼津市内外を問わず) に委託生産したのも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまたは製品開発から関わりを持つことを条件とする。受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。

※ 自社製造商品とは、本社が焼津にある企業で、市外にある自社工場で生産された商品で、自社製造商品として出荷している商品も含まれる。

※ 自社製造商品とは、半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行う商品も含まれる。

2. 新規認定商品の認定基準

一般審査 (公募で集められた一般人の審査員による審査) と、専門審査の両方で合格の条件を満たした商品を焼津水産ブランドとして認定する。

◆ 一般審査 審査員が試食をして、審査員の 30%以上が「うまい」と判断し、かつ、同審査員の 10%以上が「買いたい」と判断した場合、一般審査は、合格となる。

ただし、同審査員の 70%以上が「うまい」と判断した場合、又は同審査員の 50%以上が「買いたい」と判断した場合は、専門審査の結果を待たずにその商品を焼津水産ブランドに認定する。

◆ 専門審査 審査員が試食し、①味、②歯ごたえ、③香りについての 3 つ審査項目に対し (良い 3 点、普通 2 点、悪い 1 点で、1 項目最大 3 点) の評価が行われ、総合得点最大 9 点 (1 人) で、6 点以上の評価をした審査員が半数以上で、合格となる。

3. 申請企業の条件

(1) 関連法令に準拠し、かつ違反していないこと。

(2) ブランド申請企業が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に認定商品に添付する事業所であること。

(3) 当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力する事業所。

II 焼津水産ブランド 既存認定商品

1. 申請対象基準

(1) 焼津水産ブランド 既存認定商品 (平成 28 年 4 月 1 日時点で認定されている商品)

◆ 自社製造商品で、焼津市内 (旧大井川町含む) で小売販売がされていること。

自社製造商品の考え方は上記の新規認定商品を参照

2. 既存認定商品の認定基準

- ① 平成 28 年 4 月 1 日時点で、焼津水産ブランドに認定されている商品。
- ② 新規認定商品として 3 回連続での認定を受けた場合、4 回目の認定から既存認定商品への更新申請がされた場合で、更新認定された商品。

※既存認定商品の為の更新審査はない。実績として新規認定商品として 3 回連続で認定を受けた場合に、既存認定商品申請の資格を得ることができる。その際、既存認定商品に申請するか、そのまま新規認定商品の枠に申請するかは、各社自由。

3. 申請企業の条件

- (1) 関連法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- (2) ブランド申請企業が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に認定商品に添付する事業所であること。
- (3) 当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力する事業所。

◆栄養補助食品

I 焼津水産ブランド（栄養補助食品 新規認定商品）

1. 申請対象基準

- (1) 栄養補助食品 新規認定商品（平成 29 年 4 月 1 日以降に新たに認定される商品）

◆自社製造商品で、焼津市内（旧大井川町含む）で小売販売がされていること。

※ 自社製造商品とは、自社が食品製造業を営み、自社商品として販売するため他社工場（焼津市内外を問わず）に委託生産したものも含まれる。但しこの場合は自社の製品を使いまた製品開発から関わりを持つことを条件とする。受託企業は委託企業の製品を生産するのみであり、受託企業はその商品をブランド申請できない。

※ 自社製造商品とは、本社が焼津にある企業で、市外にある自社工場で生産された商品で、自社製造商品として出荷している商品も含まれる。

※ 自社製造商品とは、半製品を市内又は市外の企業に生産させ、完成品の工程を自社で行う商品も含まれる。

2. 栄養補助食品 新規認定商品の認定基準

一般審査（公募で集められた一般人の審査員による審査）と、専門審査の両方で合格の条件を満たした商品を焼津水産ブランドとして認定する。

試食には、申請された栄養補助食品の直接的試食と、企業が推奨する食べ方・調理方法で調理された状態のものを試食・試飲する。

◆ 一般審査、専門審査

両審査とも、①食べやすいか否か（毎日食することができるか）②体に良いと思えるか否かを審査する。

①「企業が推奨する食べ方」で、 毎日食せる 1点 食せない 0点

②「体に良いと」 思える 1点 変わらない 0点

①・②の項目で、「食せる」「体によいと思える」という人がそれぞれ半数以上いれば合格。

これは、一般審査、専門審査同様であり、両審査合格でないと認定されない。

※ただし、一般審査で、各項目（食せる、体によいと思える）で 70%以上がそのように思えた場合は、専門家の審査を待たずに合格とする。

※申請企業は、申請時に「原料」「加工処理方法」「その他の商品との違い」「価格」を申請書に記載する。

3. 申請企業の条件

- (1) 関連法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- (2) ブランド申請企業が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に認定商品に添付する事業所であること。
- (3) 当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力する事業所。

II 焼津水産ブランド（栄養補助食品 既存認定商品）

1. 申請対象基準

- (1) 栄養補助食品 既存認定商品（平成 28 年 4 月 1 日時点で認定されている商品）

◆自社製造商品で、焼津市内（旧大井川町含む）で小売販売がされていること。

※自社製造商品の考え方は上記新基準認定商品を参照

2. 既存認定商品の認定基準

- ① 平成 28 年 4 月 1 日時点で、焼津水産ブランドに認定されている商品。
- ② 新規認定商品として 3 回連続（6 年間）認定を受けた場合、4 回目の認定から既存認定商品への更新申請がされた場合で、更新承認された商品。

※既存認定商品の為の更新審査はない。実績として新規認定商品として 3 回連続で認定を受けた場合に、既存認定商品申請の資格を得ることができる。その時既存認定商品に申請するか、そのまま新規認定商品の枠に申請するかは、各社自由。

3. 申請企業の条件

- (1) 関連法令に準拠し、かつ違反していないこと。
- (2) ブランド申請企業が、当ブランド事業に対する理解を示し、ブランドシールを積極的に認定商品に添付する事業所であること。
- (3) 当協議会が実施する調査、開催する会議に積極的に参加・協力する事業所。

◆共通項目 焼津水産ブランドでのシリーズ商品認定基準

1. シリーズ品としてコンセプトが統一されていること

例) 冷凍食品で、電子レンジで袋ごと加熱調理…食し方、調理方法
焼津で水揚げされた魚のみ使用 …原料

2. 商品名に同じ商品名が使われていること

例) 魚屋の手作り商品「○○○○」
美味しいお惣菜シリーズ「○○○○」

3. シリーズ商品としてパッケージのデザイン、包装の大きさ、内容物大きさ・重さ、包装材の材質などが統一されていること

※上記 3 つの条件を全て満たす場合、「シリーズ商品」として認め、ブランドの審査を行う。

※ブランドの認定では、シリーズ品の全てが合格しなければ、ブランドとして認定されない。

※ブランド認定された後に、シリーズ品の充実でシリーズ品が増加した場合は、速やかにブランド申請し、その商品と既に認定を受けている商品の審査を受けなければならない。その場合はブランド事務局に速やかに相談すること。

◆学生特別枠でのブランド審査

- 焼津水産ブランドの特別枠として「学生特別枠」を設置する。
 - 市内高校で生産されている水産関連食品または、市内高校で試作された水産関連食品で市内製造業者に製造を委託して商品化された商品で、その高校の学園祭などですでに販売している商品。
-
- ・学生自らが開発した商品について、市販の一般商品と同様の審査を受ける事で、商品の完成度をはかることができる。
 - ・審査会において一般消費者、専門家の生の声を得ることができるところにより、商品の改良、次回の商品化に活かすことができる。
 - ・審査会で、自らの商品のプレゼンテーションを行う機会を得ることができる。
 - ・認定されることで、商品化において自信がもてる。

申請者	市内高等学校
登録料	無料（通常は、年間1万円の登録料がかかります）
ブランドシール	通常価格で購入していただきます（1枚1.5円）
出品数	1年1商品
認定後の特典	展示 焼津駅の特産品展示ブース（年間1,1000円 税込） ※参加希望企業で料金を案分する 焼津さかなセンター観光協会ブースでの商品展示（無料）